

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

令和元年8月

東久留米市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景及び趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 子ども・子育て支援制度の概要	
5 計画の策定方法	
第2章 子ども・子育て支援等の現状	10
1 東久留米市の人口と出生の現状	
2 市内の幼児期の教育・保育施設の現状	
3 ニーズ調査の結果	
第3章 基本事項	21
1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	
2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の提供区域の設定	
3 幼児期の教育・保育	
4 子ども・子育て支援事業に関する事項	
5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容	
第4章 その他の事項	38
1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都や関係機関との連携	
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	
第5章 計画の推進	39
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	
資料編	41
1 用語解説	
2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画(第一期)平成30年度進捗状況	
3 計画策定までの経過	
4 東久留米市子ども・子育て会議条例	
5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

(1) 子ども・子育てをめぐる動きについて

我が国の平成29年の出生数は94万6,065人であり、前年より3万913人減少し、過去最少となりました。また、合計特殊出生率^{※1}は1.43で、過去最低値となった平成17年の1.26からは回復しつつあるものの、依然として人口水準を維持するために必要な合計特殊出生率である人口置換水準^{※2}(平成29年の算出では2.06)を下回った推移となっています。

少子化の進行、さらに平均寿命の伸びによる高齢化は人口構造のバランスを崩し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加などによって経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。また、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域における人間関係の希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような子どもや子育てをめぐる環境を踏まえ、子どもが安心できる環境で健やかに成長でき、また、保護者が子どもと向き合って喜びとともに子育てができるように、行政や地域社会など、社会全体で子育てを支援していくことが求められています。

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に、その年齢別出生率で出産するとしたときの子どもの数に相当する。

※2 人口置換水準：人口が将来にわたって増加も減少もせず、均衡した状態となる出生水準。

(2) 国の動向

国では、平成6年の「エンゼルプラン」公表以来、「次世代育成支援対策推進法」や「少子化対策基本法」など、様々な子育て支援に取り組んできました。平成24年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」^{※用語解説}が制定され、これを受けて、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始されました。

しかし、共働き家庭の増加などにより待機児童が発生している状況が続いたことから、平成29年に「子育て安心プラン」が公表されました。このプランには、保育の受け皿の拡大、保育人材の確保、保護者への支援、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、働き方改革などが盛り込まれ、総合的な実施計画となっています。

加えて、子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

また、小学生においては、平成26年に「放課後子ども総合プラン」が、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童の解消の実現や今後想定される女性の就業率の上昇を踏まえ、児童が放課後等に安全・安心に過ごせる場の整備を進めていくこととしています。

(3) 東久留米市の子育て支援

本市においては、平成17年3月に「東久留米市次世代育成支援行動計画(前期)【平成17年度から平成21年度】」を、平成22年3月には「東久留米市次世代育成支援行動計画(後期)【平成22年度から平成26年度】」を策定しました。この計画では、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政等が連携し、社会全体の連帯で作り上げていくことを目標とし、102にわたる政策・事業についてそれぞれの目標と方向性を設定しました。計画期間中においては、各事業の進捗状況を把握するとともに、目標達成状況などを踏まえ、事業を計画的に実施することで子育て支援を推進しました。

平成26年には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延伸され、従業員の子育てを支援する事業主への認定制度の充実や市町村次世代育成支援行動計画の策定の任意化などの改正事項が盛り込まれました。

また、平成26年度には、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」の基本理念をもとに「東久留米市子ども・子育て支援事業計画【平成27年度から平成31年度】」を策定しました。

【子ども・子育て支援法 基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、本市の子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する市民のニーズに応じていく体制づくりを進めていくために策定しました。この計画の中間年度である平成29年度には、策定時の推計と比較し、就学前人口の推計や事業実績に一定の乖離や確保方策等の状況に変化などがあったことから、見直し(補正)を行っています。

(4) 計画策定の趣旨

平成27年度を始期とする第一期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、各事業の進捗状況、目標達成度から判断して、全体を通して概ね計画に即して適正に事業実施できていると考えます。しかし、計画期間が平成31年度で終了となることから、さらに社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、第一期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づき、第二期の「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 基本的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画^{※用語解説}として、策定するものです。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「東久留米市第4次長期総合計画」を上位計画とし、「東久留米市第3次地域福祉計画」、「東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、「東久留米市第2次教育振興基本計画」、「東久留米市第3次男女平等推進プラン」などの諸計画との整合を図ります。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和6年度(2024年度)までの5年間を計画期間とします。

4 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく給付と事業

子ども・子育て支援制度は、大きく「子どものための幼児期の教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

① 子どものための幼児期の教育・保育給付

施設型給付	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園
地域型保育給付	<input type="checkbox"/> 家庭的保育 <input type="checkbox"/> 小規模保育 <input type="checkbox"/> 事業所内保育 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育
児童手当	

② 地域・子ども子育て支援事業

- 利用者支援に関する事業
- 時間外保育事業(延長保育事業)
- 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会
 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業(病児・病後児保育事業)
- 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 一時預かり事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)
- 放課後児童健全育成事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

(2) 子どものための幼児期の教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園（施設型給付費に係る施設として確認を受けない幼稚園を除く）、保育所等の特定教育・保育施設、小規模保育等々の特定地域型保育事業を利用する場合、幼児期の教育・保育給付の対象となります。

【特定教育・保育施設】

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設（幼保連携型、幼稚園型、保育所型などの種類があります）

※ 幼稚園は、市より施設型給付費に係る施設として確認を受けた幼稚園（特定教育施設）と、確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園があります。いずれも教育内容に変更はありません。

【特定地域型保育】

家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員1～5人）を対象にきめ細やかな保育を行う
小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う
事業所内保育	会社など事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育する
居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別なケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を行う

(3) 地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で次の13種類の事業が定められています。

【地域子ども・子育て支援事業】

(1) 利用者支援に関する事業
子ども及び保護者のニーズに合わせて、幼稚園や保育所などの施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）
保育所や地域型保育で通常の利用日・利用時間帯以外において、保育の利用を確保する事業

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が出産や病気などで、子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設に子どもを預けることができるようにする事業

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての過程を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供などを行う事業

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

(6) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所で子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換の場、子育ての相談の場として、気軽に利用でき、地域全体で子育てを応援する事業

(7) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

子どもが病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて、保育および看護ケアを実施する事業

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)と、子育ての手助けをしてほしい方(ファミリー会員)が会員となって、地域で助け合う組織を推進する事業

(9) 一時預かり事業

急な用事など、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所などで子どもを預かる事業

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、健康診査を実施する事業

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、児童厚生施設などを利用して適切な遊び、生活の場を提供し、基本的な生活習慣の確立など、健全な育成を図る事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設、幼稚園等の利用に必要な実費徴収費用について、利用世帯の所得状況等を勘案して、その全部又は一部を助成する事業

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の技術、手法、経験などを活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業

(4) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市区町村が、客観的な認定基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。認定は、以下の3区分です。

認定区分	子の年齢	保育の必要性	対象者	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間 ^{*1} 認定)	3～5歳	なし	新制度に移行する幼稚園や認定こども園の利用を希望される方 (一時預かりを利用することも出来ます)	○幼稚園 ○幼稚園 + (一時預かり) ○認定こども園 ○認定こども園 + (一時預かり)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	あり (教育希望)		保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しいため、保育所や認定こども園などの利用を希望される方
3号認定 (保育認定)	0歳 1・2歳	あり	同上	○認定こども園 ○保育所 ○地域型保育

※1 教育標準時間： 幼稚園の教育時間は、4時間を標準として、園則等により各施設で定めています。それ以上の時間の利用は「一時預かり事業」の対象となります。

※無償化による制度変更に合わせて、更新します。

5 計画の策定方法

(1) 基本的事項

本計画は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年7月2日号内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。)を参酌し、策定しました。

(2) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたり、「東久留米市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。同会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議条例により設置された機関です。

委員の構成は、

- (1) 市内に居住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する
児童の保護者
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を利用する者
- (3) 学識経験者
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員
- (5) 公募による市民

となっています。

なお会議は公開で行われ、審議内容は市のホームページで公開されています。

(3) ニーズ調査の実施

市町村子ども・子育て支援事業計画は、子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業計画の利用に関する意向、子どもとその保護者が置かれている環境、その他の事業を正確に把握した上で、これらを勘案して作成するものとされています。

本市では、適切な計画を作成する上で、地域の実情を把握する必要があることから、利用希望把握調査(ニーズ調査)を実施しました。

①就学前児童調査

対象	市内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者 2,000人 (平成30年9月時点における5,498人から無作為抽出)
方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	平成30年10月19日から11月9日まで
有効回収率	53.7%

②就学児童調査

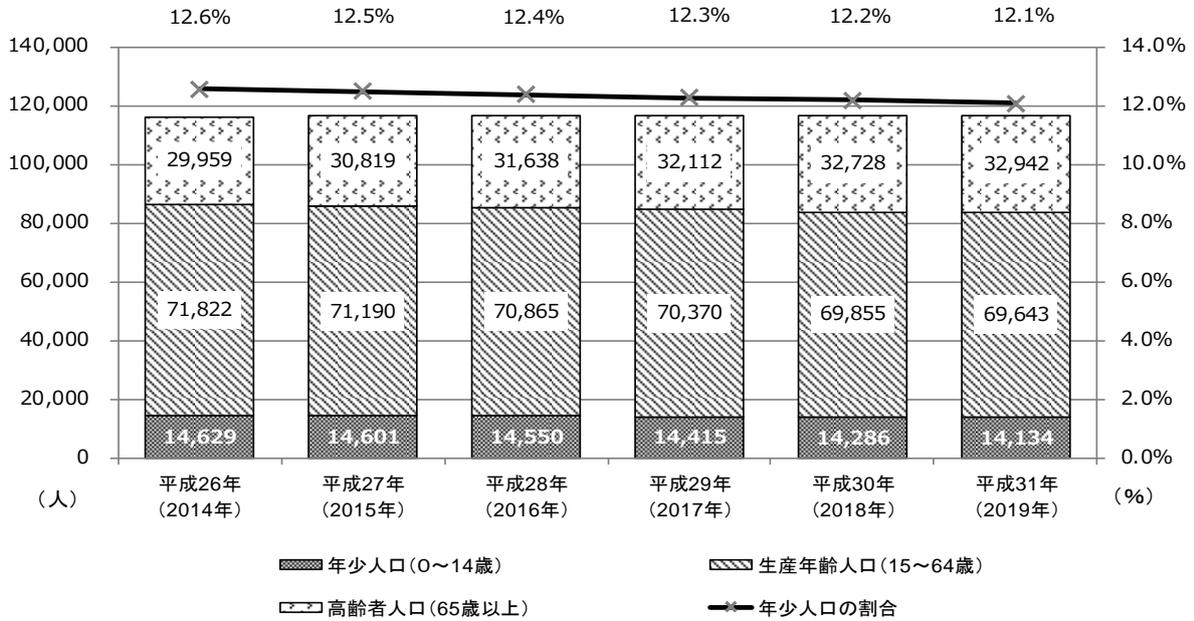
対象	市立小学校2年生の子どもを持つ保護者 929人(悉皆)
方法	学校配布・学校回収によるアンケート調査
調査期間	平成30年10月19日から11月5日まで
有効回収率	69.9%

これらの調査結果を、国の手引きに従って集計・分析し、ニーズ量算出の基礎資料としました。

第2章 子ども・子育て支援等の現状

1 東久留米市の人口と出生の現状

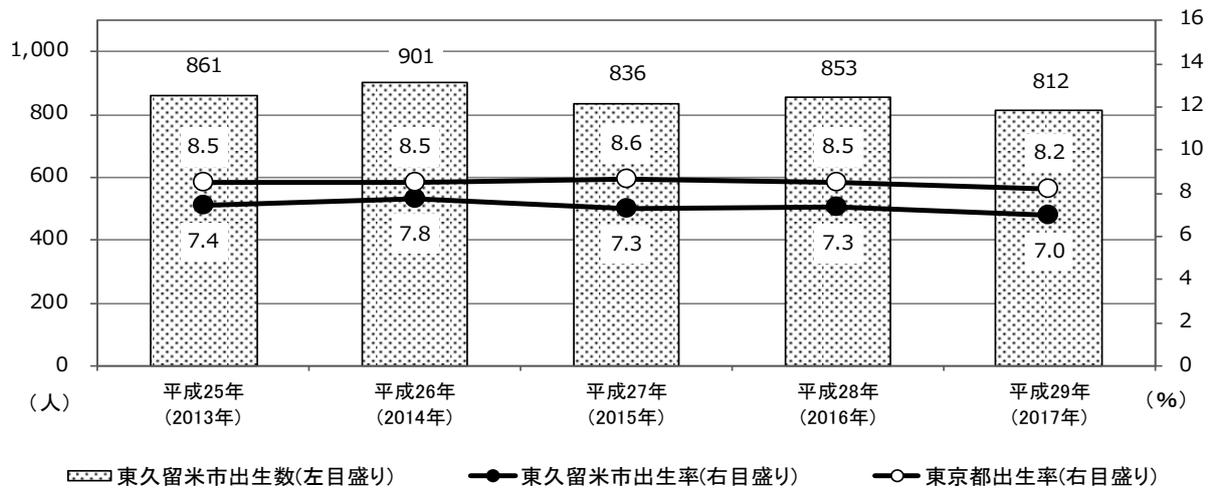
(1) 東久留米市の年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



【参考】住民基本台帳 各年4月1日

市全体の人口は概ね横ばいですが、年少人口の割合は少しずつ減少し、高齢者人口は増加しています。少子化と高齢化が同時に進んでいる傾向です。

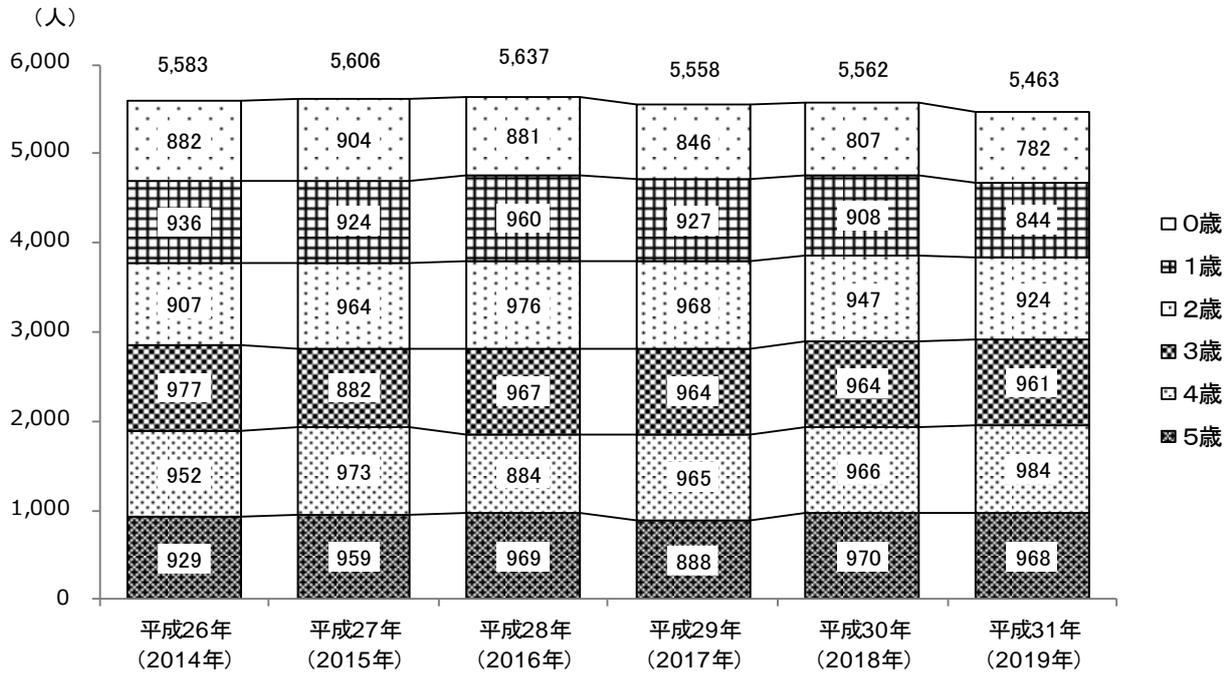
(2) 東久留米市の出生数と出生率



【参考】東京都 人口動態統計

出生数は、年により若干の変動がありますが、平成27年度以降は800人台で推移しています。人口1,000人あたりの出生率は、東京都の平均値を下回っています。

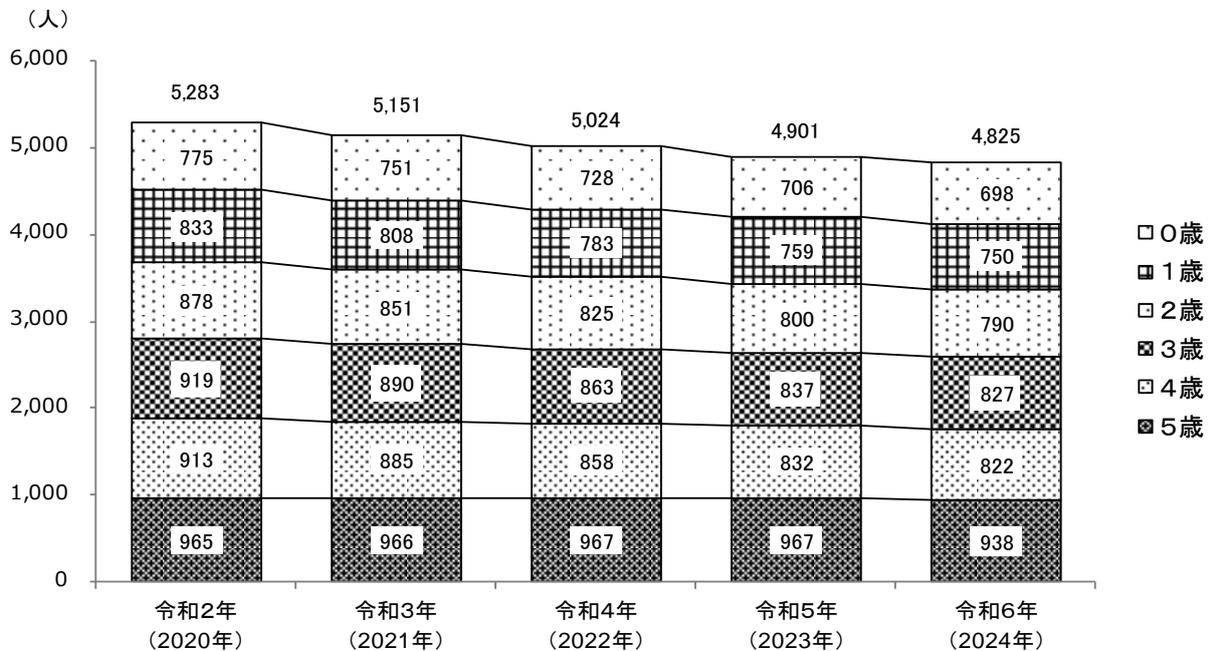
(3) 東久留米市の就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳各年4月1日

就学前児童の人口は、概ね5,500人程度で推移しています。

(4) 東久留米市の就学前人口の今後の推計



【参考】東久留米市第5次長期総合計画

就学前人口は、減少していくことが推計されます。

2 市内の幼児期の教育・保育施設の現状

(1) 認可保育所^{※1}の施設数・定員・入所児童数

※1 認定こども園の保育所部分含む

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立	施設数	9	9	9	9	9
	定員(人)	921	921	921	879	861
	入所児童数(人)	934	941	938	888	863
私立	施設数	8	9	9	10	11
	定員(人)	802	1,003	984	1,141	1,231
	入所児童数(人)	819	971	975	1,087	1,218
合計	施設数	17	18	18	19	20
	定員(人)	1,723	1,924	1,905	2,020	2,092
	入所児童数(人)	1,753	1,912	1,913	1,975	2,081

※各年4月1日現在

(2) 認証保育所の施設数・定員・入所児童数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	4	4	3	2	2
定員(人)	110	110	88	70	70
入所児童数(人)	83	92	83	68	52

※各年4月1日現在

(3) 家庭的保育事業(家庭福祉員)の施設数・定員・入所児童数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	8	7	6	6	6
定員(人)	38	33	28	28	28
入所児童数(人)	25	26	26	25	26

※各年4月1日現在

(4) 幼稚園^{※2}の施設数・認可定員・実園児数

※2 認定こども園の幼稚園部分含む

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設数	8	8	8	8	7
認可定員(人)	2,295	2,154	2,173	2,202	2,087
実園児数(人)	1,732	1,558	1,525	1,442	1,416

※各年5月1日現在

3 ニーズ調査の結果

本計画の策定にあたり、子育て中の意見やニーズを的確に反映するために、アンケート調査を実施しました。

調査結果の主なものを掲載します。

調査結果(グラフ)の見方

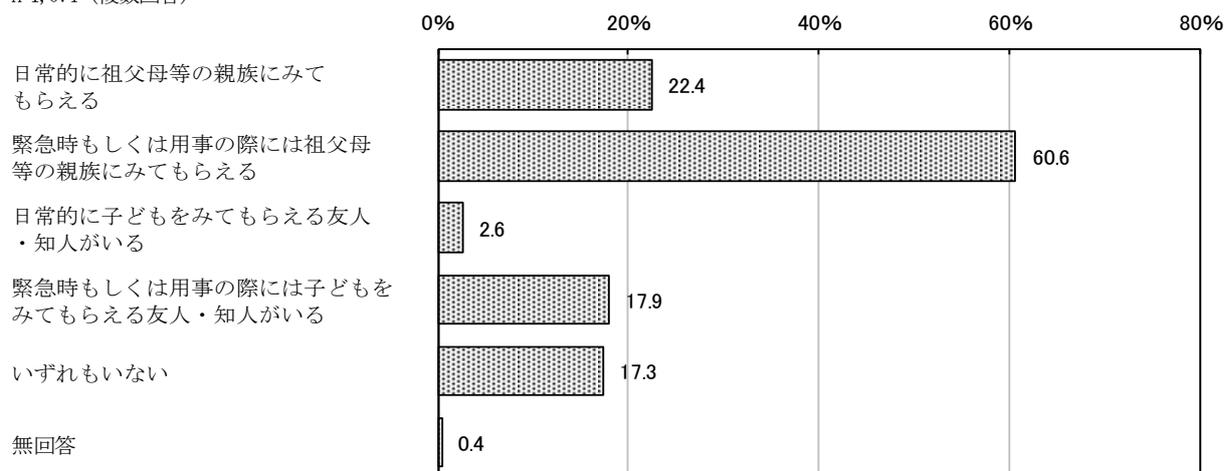
- ◎ 集計した数値(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しています。そのため、質問に対する回答の選択肢が一つだけの場合、選択肢の数値(%)をすべて合計しても、100%にならないことがあります。
- ◎ 回答者数を分母として割合(%)を計算しているため、複数回答の場合には、各選択肢の割合を合計すると100%を超えます。
- ◎ 調査票の選択肢の文章は、要約して短く表現している場合があります。

(1) 子どもを見てもらえる親族・知人の有無

問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、60.6%となっています。次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が22.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が17.9%、「いずれもない」が17.3%と続いています。

n=1,074 (複数回答)

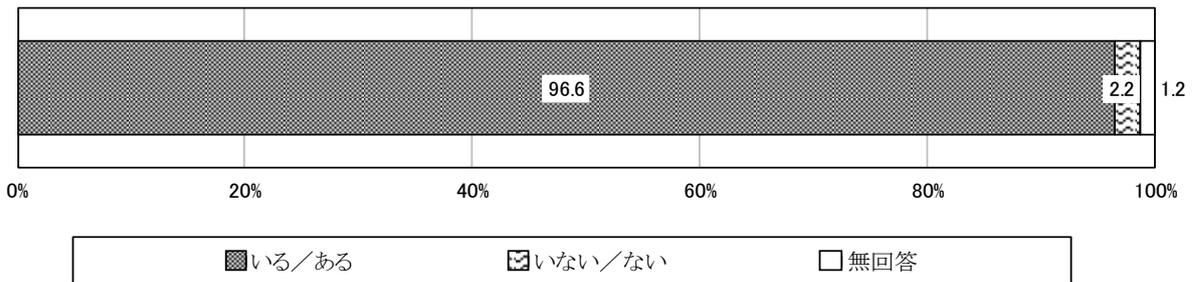


(2) 気軽に相談できる人や場所

問 お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所
はありますか。

気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」が96.6%、「いない／ない」が2.2%となっ
ています。

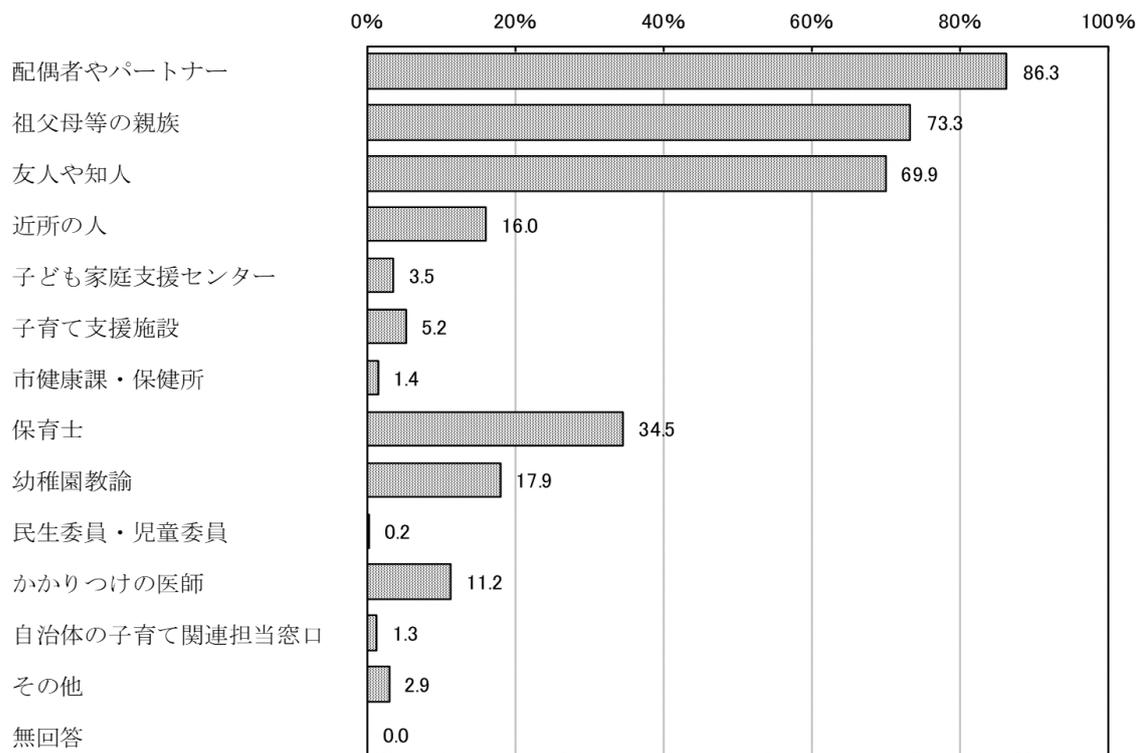
n=1,074



問 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。

「配偶者やパートナー」が最も多く、86.3%となっています。次いで「祖父母等の親族」が
73.3%、「友人や知人」が69.9%、「保育士」が34.5%、「幼稚園教諭」が17.9%と続い
ています。

n=1,037 (複数回答)

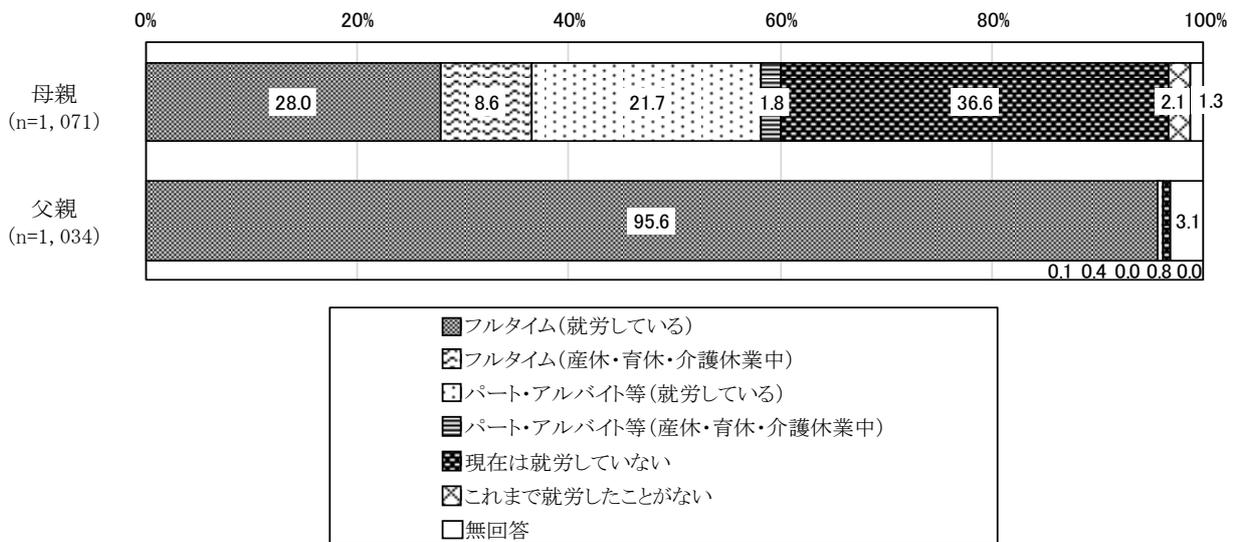


(3) 保護者の就労状況

問 宛名のお子さんの保護者の現在の働き方(自営業、家族従事者含む)はどのようなものですか。

母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く、36.6%となっています。次いで「フルタイムで就労している」が28.0%、「パート・アルバイト等で就労している」が21.7%と続いています。

父親では「フルタイムで就労している」が最も多く、95.6%となっています。

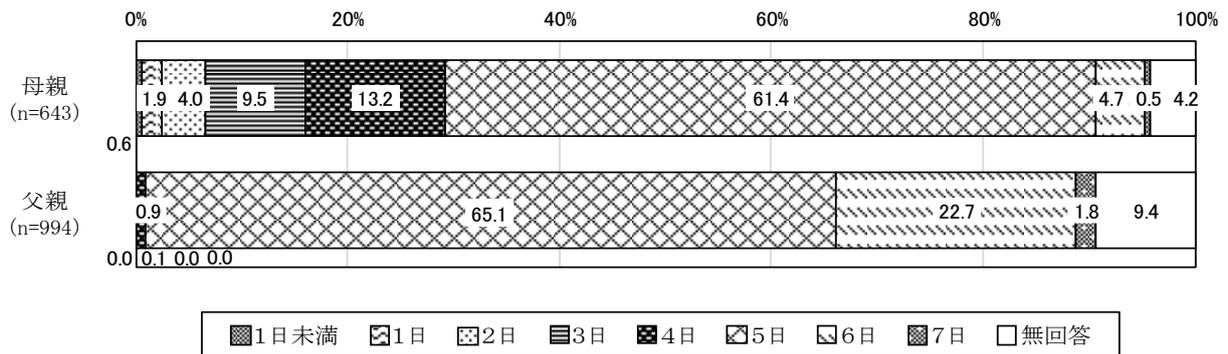


問 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。
 就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。
 産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【1週当たりの就労日数】

母親では、「5日」が最も多く、61.4%となっています。次いで、「4日」が13.2%、「3日」が9.5%と続いています。

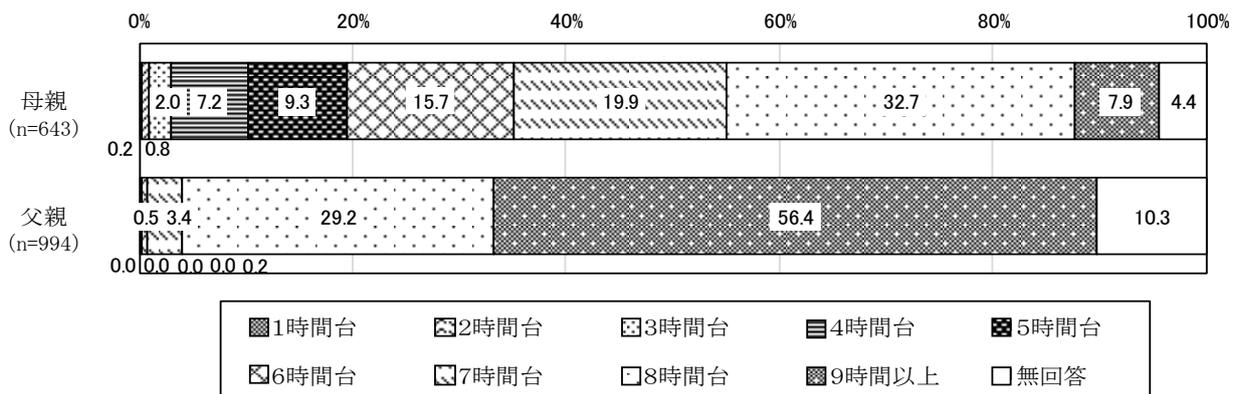
父親では「5日」が最も多く、65.1%となっています。次いで「6日」が22.7%と続いています。



【1日当たりの就労時間】

母親では、「8時間台」が最も多く、32.7%となっています。次いで、「7時間台」が19.9%、「6時間台」が15.7%、「5時間台」が9.3%と続いています。

父親では「9時間以上」が最も多く、56.4%となっています。次いで「8時間台」が29.2%と続いています。

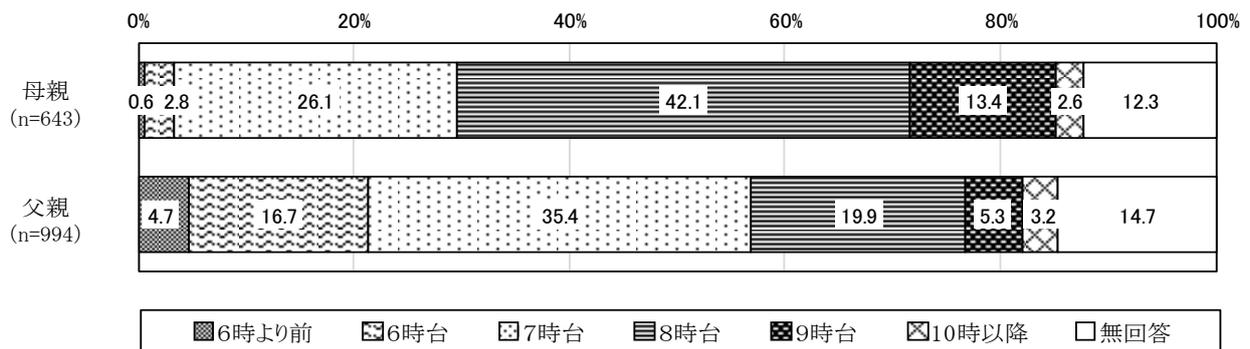


問 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

【家を出る時間】

母親では、「8時台」が最も多く、42.1%となっています。次いで、「7時台」が26.1%、「9時台」が13.4%と続いています。

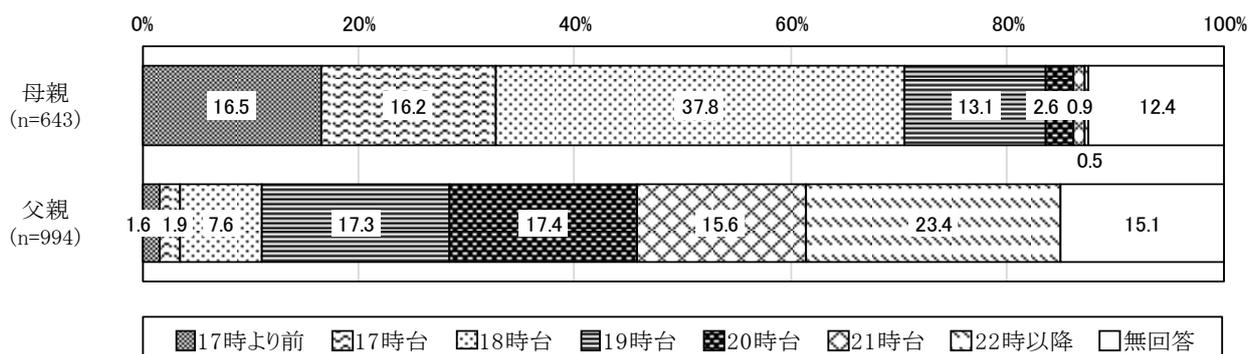
父親では「7時台」が最も多く、35.4%となっています。次いで「8時台」が19.9%、「6時台」が16.7%と続いています。



【帰宅時間】

母親では、「18時台」が最も多く、37.8%となっています。次いで、「17時より前」が16.5%、「17時台」が16.2%と続いています。

父親では「22時以降」が最も多く、23.4%となっています。次いで「20時台」が17.4%、「19時台」が17.3%と続いています。

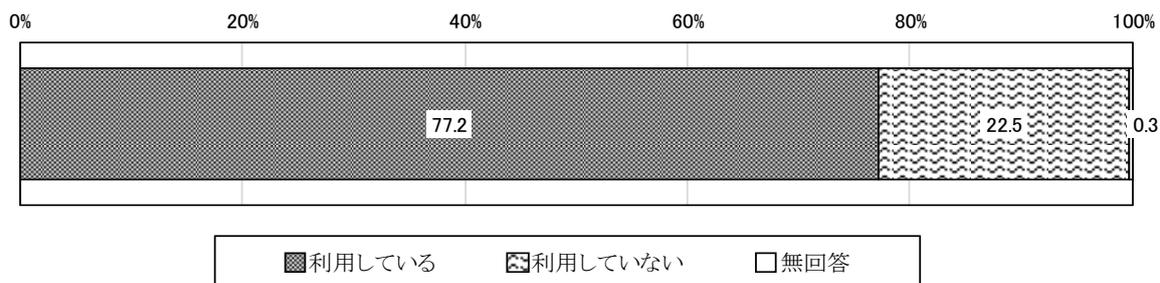


(4) 平日の定期的な幼児期の教育・保育事業の利用状況

問 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

「利用している」が77.2%、「利用していない」が22.5%となっています。

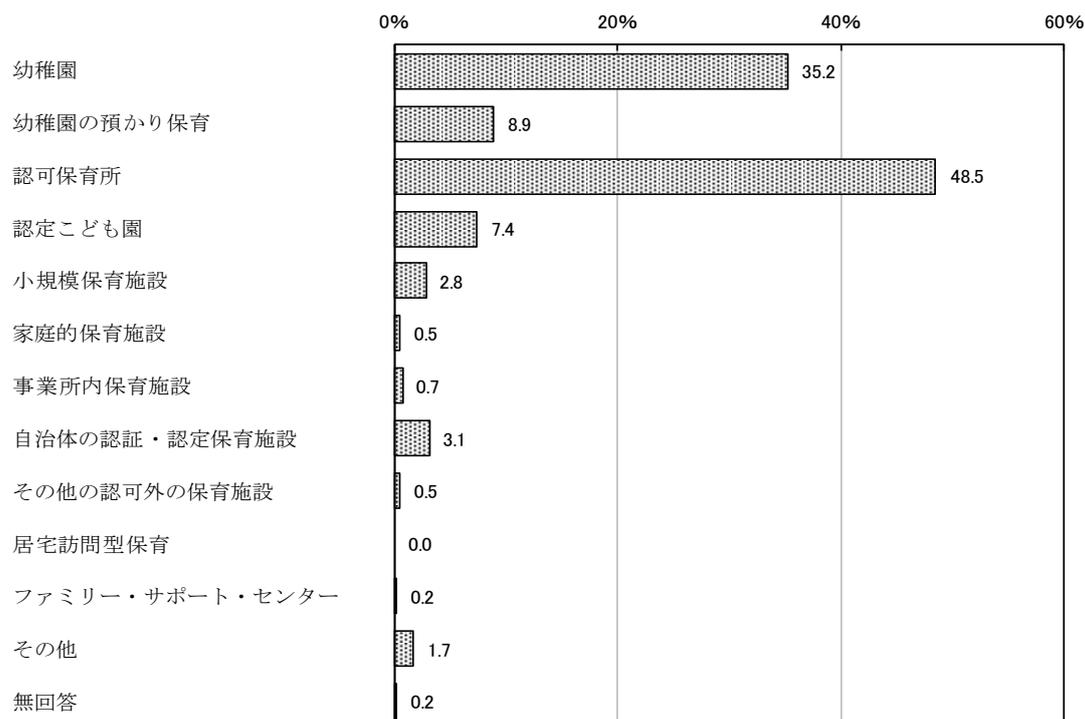
n=1,074



問 お子さんは平日(月～金)、幼稚園や保育園などを利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。

「認可保育所」が最も多く、48.5%となっています。ついで「幼稚園」が35.2%、「幼稚園の預かり保育」が8.9%、「認定こども園」が7.4%と続いています。

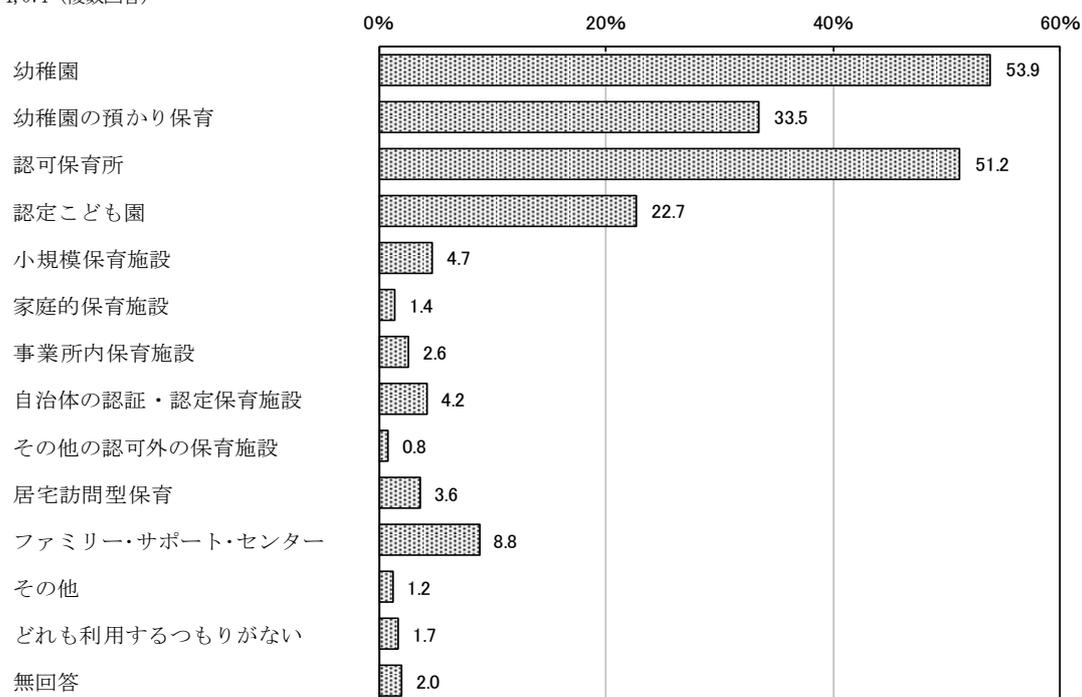
n=829 (複数回答)



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日(月～金)の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

「幼稚園」が最も多く、53.9%となっています。次いで「認可保育所」が51.2%、「幼稚園の預かり保育」が33.5%、「認定こども園」が22.7%と続いています。

n=1,074 (複数回答)

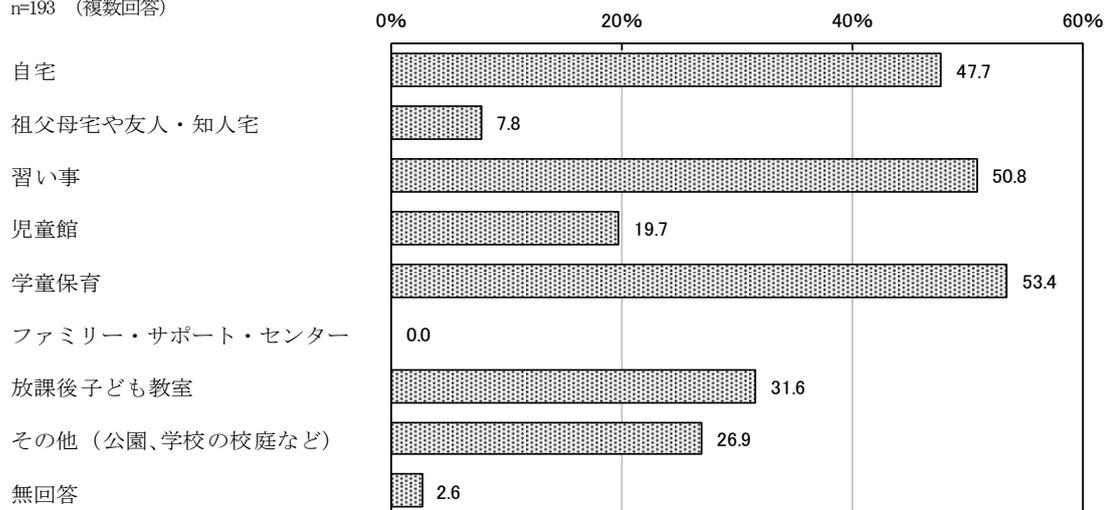


(5) 小学校低学年のうちの放課後の過ごし方の希望

問 小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後(平日(月～金)の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校就学前の児童を持つ保護者に、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望を訪ねたところ、「学童保育」が最も多く、53.4%となっています。次いで「習い事」が50.8%、「自宅」が47.7%、「放課後子ども教室」が31.6%と続いています。

n=193 (複数回答)

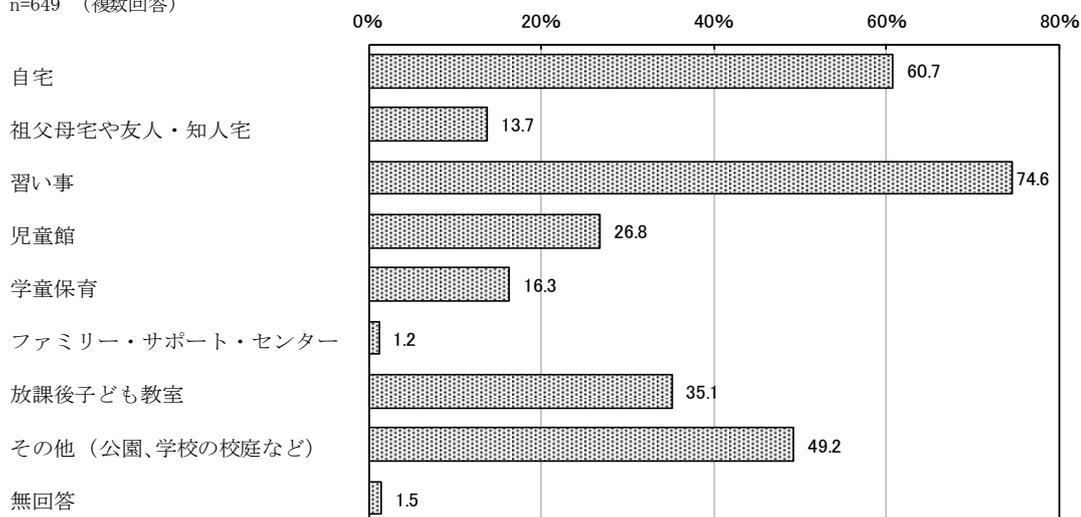


(6) 高学年になってからの放課後の過ごし方の希望

問 小学校2年生のお子さんについて、小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日(月～金)の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

小学校2年生の児童の保護者に、希望する放課後の過ごし方を訪ねたところ、「習い事」が最も多く、74.6%となっています。次いで「自宅」が60.7%、「その他(公園、学校の校庭など)」が49.2%、と続いています。

n=649 (複数回答)



第3章 基本事項

1 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

本市では、国が示す基本指針に即して、平成30年に実施した利用希望把握調査(ニーズ調査)の結果をもとに、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』(平成26年1月・内閣府)及び『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)』(平成31年4月・内閣府)に基づいて、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

2 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の幼児期の教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域(幼児期の教育・保育提供区域)を定める必要があります。

本市では、「現状の利用実態に即しているため、計画と実績とのかい離が少ない」、「市全体の広域的な観点で効率的な施設整備が図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応ができ、かつ合理的な需給バランスの調整ができる」などの理由により、市の全域を一つの提供区域とします。なお、放課後児童健全育成事業(学童保育)に関しては、現状どおり、各小学校区を提供区域とします。

3 幼児期の教育・保育の量

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。市内に居住する子どもについて、ニーズ調査により把握した「利用希望」を踏まえて次表の年度、認定区分ごとに「量の見込み」を設定します。

単位:人

	1号	2号		3号	
	3～5歳	3～5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
令和2年度	1,305	205	1,198	225	947
令和3年度	1,279	201	1,174	219	918
令和4年度	1,254	197	1,152	212	890
令和5年度	1,230	193	1,129	205	863
令和6年度	1,207	190	1,108	203	852

(2) 幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1)の「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに「幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施期間(確保方策)」を設定します。なお、国は「子育て安心プラン」により、待機児童を解消することを推進しており、このことを踏まえ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備していくことを目指します。

【平成30年度 実績】

12ページに記載の「市内の幼児期の教育・保育施設の現状」を参照してください。

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位:人

令和2年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,305	205	1,198	225	947
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)					
	確認を受けない幼稚園 ^(※2)	/				
	特定地域型保育事業 ^(※3)	/				
	認可外保育所 ^(※4)	/				
②-①						

令和3年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,279	201	1,174	219	918
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)					
	確認を受けない幼稚園 ^(※2)	/				
	特定地域型保育事業 ^(※3)	/				
	認可外保育所 ^(※4)	/				
②-①						

令和4年度		1号	2号		3号	
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
			幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,254	197	1,152	212	890
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)					
	確認を受けない幼稚園 ^(※2)	/				
	特定地域型保育事業 ^(※3)	/				
	認可外保育所 ^(※4)	/				
②-①						

単位:人

令和5年度	1号	2号		3号	
	3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み	1,230	193	1,129	205	863
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)				
	確認を受けない幼稚園 ^(※2)	/			
	特定地域型保育事業 ^(※3)	/			
	認可外保育所 ^(※4)	/			
②-①					

令和6年度	1号	2号		3号	
	3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳
		幼児期の教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み	1,207	190	1,108	203	852
②確保方策	特定教育・保育施設 ^(※1)				
	確認を受けない幼稚園 ^(※2)	/			
	特定地域型保育事業 ^(※3)	/			
	認可外保育所 ^(※4)	/			
②-①					

- ※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた幼稚園、認定こども園、保育所
- ※2 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けていない幼稚園
- ※3 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育
- ※4 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等(定期利用保育・認証保育所)

【参考 令和2年度における幼児教育・保育施設の利用見込み数等】

①幼稚園、認定こども園

単位:人

	1号	2号(幼児期の教育希望)
	3~5歳	3~5歳
特定教育・保育施設		
確認を受けない幼稚園 ^(※1)		

※1 確認を受けない幼稚園の利用には原則、認定区分はありません。

②保育所、地域型保育、認可外保育

単位:人

	2号	3号			計
	3~5歳	0歳	1歳	2歳	
認可保育所					
地域型保育施設					
東京都認証保育所					
定期利用保育施設					

4 子ども・子育て支援事業に関する事項

(1)利用者支援に関する事業

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園・保育所等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、市政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【平成30年度 実績】

特定型 800人
母子保健型 2,652人

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

特定型

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策					
②-①					

母子保健型

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保方策					
②-①					

(2)時間外保育事業(延長保育事業)

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【平成30年度 実績】

1,040人

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	914	891	869	847	834
②確保方策					
②-①					

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が出産や病気などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合もあります

【平成30年度 実績】

360人日

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	249	242	236	231	227
②確保方策					
②-①					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業等)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環

境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【平成30年度 実績】

761人日

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位：①人、②件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②訪問数					
訪問率(②/①)	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制・15人(常勤・嘱託保健師10人、委託助産師5人) 実施機関:福祉保健部健康課 委託団体等:ひがしくるめ助産師会所属助産師				

- (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会
 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

【平成30年度 実績】

386件

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延べ訪問件数)					
確保方策	実施体制:子ども家庭支援センター職員 実施期間:東久留米市子ども家庭支援センター				

(6)地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【平成30年度 実績】

8,538人

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位:①=人回、②=か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9,991	9,686	9,389	9,104	8,996
②確保方策					

(7)病児保育事業(病児・病後児保育事業)

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

【平成30年度 実績】

158人日

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	225	220	214	209	206
②確保方策					
②-①					

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育てのお手伝いをしたい会員(サポート会員)と、子育てのお手伝いを受けたい会員(ファミリー会員)による、組織的な相互援助活動(有償ボランティア活動)です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

【平成30年度 実績】

ファミリー会員：588名、サポート会員：196名、両方会員6名 計790名
活動件数：1,402人日

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,703	1,702	1,701	1,699	1,665
②確保方策					
②-①					

(9) 一時預かり事業

急な用事等、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

【平成30年度 実績】

預かり保育・一時預かりとして、71,323人日

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

①一時預かり事業(幼稚園型)^{※1}

(幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育^{※2}含む))

単位:人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	21,161	20,738	20,338	19,943	19,573
	2号認定	42,206	41,361	40,561	39,777	39,038
②確保方策						
②-①						

②一時預かり事業(幼稚園型以外)

単位:人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		32,733	31,731	30,756	29,820	29,464
②確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)					
	ファミリー・サポート・センター 事業 (就学前児童)					
②-①						

※1 一時預かり事業:

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、市が上記の保育の提供について、幼稚園又は認定こども園に委託し実施する事業

※2 預かり保育:

私立幼稚園で保育開始前及び終了後に、幼稚園の教育標準時間(4時間)以上、子どもを預けたい希望がある家庭に対して保育を提供する事業(東京都推進事業)

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。

現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

【平成30年度 実績】

10, 278回

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (受診券配布件数)					
②1人あたりの健診回数※1					
総健診回数 (①×②)					
確保方策	実施場所:委託医療機関 実施時期:通年実施 実施体制:個別 検査項目:国が定める基本的な妊婦健診項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)				

※1 ②の1人あたりの健診回数には、超音波検査1回分が含まれます。

(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

【平成30年度 実績】

979人

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

【第一小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	104	104	104	101
低学年	100	100	100	100	97
高学年	4	4	4	4	4
②確保方策					
②-①					

【第二小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	146	146	146	146	142
低学年	135	135	135	135	131
高学年	11	11	11	11	11
②確保方策					
②-①					

【第三小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	112	112	112	112	108
低学年	105	105	105	105	102
高学年	7	7	7	7	6
②確保方策					
②-①					

【第五小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	132	132	133	133	129
低学年	121	121	122	122	118
高学年	11	11	11	11	11
②確保方策					
②-①					

【第六小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	89	89	89	89	86
低学年	89	89	89	89	86
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策					
②-①					

【第七小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	131	131	131	131	128
低学年	119	119	119	119	116
高学年	12	12	12	12	12
②確保方策					
②-①					

【第九小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	110	110	110	110	107
低学年	107	107	107	107	104
高学年	3	3	3	3	3
②確保方策					
②-①					

【第十小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	102	102	102	102	99
低学年	97	97	97	97	94
高学年	5	5	5	5	5
②確保方策					
②-①					

【小山小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	81	81	81	81	79
低学年	80	80	80	80	78
高学年	1	1	1	1	1
②確保方策					
②-①					

【神宝小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54	54	54	54	52
低学年	50	50	50	50	48
高学年	4	4	4	4	4
②確保方策					
②-①					

【南町小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	87	87	88	88	85
低学年	87	87	88	88	85
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策					
②-①					

【本村小地区】

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	64	64	64	65	63
低学年	57	57	57	58	56
高学年	7	7	7	7	7
②確保方策					
②-①					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設、幼稚園または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他物品の購入等に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の全部又は一部を助成する事業です。

【平成30年度 実績】

2人

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

(13) 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験などを活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【平成30年度 実績】

所管課において、事業者に対する支援等を実施した。

【今後の方向性】

※確保方策を立てるに当たっての考え方と、今後の方向性について記載します。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

※国の基本指針(改正版)の内容によって、変更する場合があります。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。中でも幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と保育を一体的に提供していく施設であり、「幼稚園教育要領」に基づき教育を行う幼稚園、「保育所保育指針」に基づき保育を実施している保育所とともに、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設です。

国の基本指針では、乳幼児の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとされており、また、認定こども園の中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として、ひとつの認可の仕組みとした制度改正が行われたことを踏まえると、認定こども園の推進、普及は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えられます。

本市では、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援及び認定こども園の普及を図るため、次の内容に取り組みます。

-
- 幼稚園設置者等に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行い、移行を支援します。
 - 幼稚園教諭と保育士の合同研修等、必要な支援に努めます。
 - 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の相互の連携を推進します。
 - 多様な保護者のニーズに基づき、必要な情報提供、関係機関との連絡調整を適切に行うことで、子育て支援事業と相まった、幼児期の教育・保育の一体的提供を推進していきます。
-

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 子育て中の家庭、地域社会、事業主、行政等の連携・協働

子ども・子育て支援法の基本理念にあるように、子ども・子育て支援は、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行っていくことが重要です。

本計画の推進にあたって、市の関連部署と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子育て中の家庭をはじめとして、幼稚園・認定こども園・保育所等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携・協働して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業への的確な反映に努めるとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます

(2) 計画の周知、情報提供

本計画の推進において、子育て家庭、事業者、関係機関、その他多くの市民の理解と協力は欠かせません。幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業、子育て支援事業等の子ども・子育て関連施設情報や事業内容、計画の進捗状況等について、市民や保護者、事業者等に、新たに創設された利用者支援事業や広報・市ホームページ、パンフレット等を通じて、幅広く情報を提供し、周知に努めます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要重要であると考えます。点検・評価にあたっては、毎年度、基本事項の幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に係る利用状況、施設の確保方策の進捗状況を中心に取りまとめ、東久留米市子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進めていきます。なお、必要に応じ、本計画の見直し(中間年度など)も検討していきます。

また、点検・評価結果は市のホームページ等で公表していきます。

子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、PDCAサイクル^{※用語解説}に基づき、進行管理を行い、事業の改善につなげていきます。

① PLAN(計画の策定)

子ども・子育て会議の審議等を踏まえ、計画を定めます。

② DO(事業の実施)

立案した計画に従い、様々な主体との連携・協働により事業を実施します。

③ CHECK (実施状況の評価・検証)

事業の実施状況を評価・検証します。

④ ACT (評価結果を活用)

評価結果を踏まえ、より効果的な実施方法を検討し、必要に応じて見直しを行います。

資料編

1 用語解説

用語	解説
子ども・子育て関連3法	平成24年8月に成立・公布された、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（「認定こども園法」の一部改正）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、関係する児童福祉法等、55件の法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める。）
市町村子ども・子育て支援事業計画	内閣総理大臣が定めた基本指針に即して、すべての市町村が定める5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。子ども・子育て支援法第61条に規定されている。
PDCAサイクル	事業の計画を立て（PLAN）、計画に基づいて事業を実施し（DO）、実施した事業を評価し（CHECK）、改善（ACT）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に資するという管理手法。

2 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（第一期）平成30年度進捗状況

- ・ 東久留米市子ども・子育て支援事業計画（第一期）平成30年度進捗状況を掲載します。

3 計画策定までの経過

□東久留米子ども・子育て会議における審議等

【平成30年度】

開催回	開催日時	主な議題
第1回	平成30年 5月28日(月) 午後7時～9時	○市町村子ども・子育て支援事業計画(諮問) ○子ども・子育て支援事業計画(事業説明)
第2回	平成30年 7月30日(月) 午後7時～9時	○ニーズ調査票について
第3回	平成30年 9月28日(金) 午後7時～9時	○ニーズ調査票について
第4回	平成30年 12月6日(木) 午後7時～9時	○ニーズ調査の進捗状況について
第5回	平成31年 1月25日(金) 午後7時～9時	○ニーズ調査結果について
第6回	平成31年 3月28日(木) 午後7時～9時	○ニーズ調査報告書について ○平成31年度のスケジュールについて

【平成31年度】

開催回	開催日時	主な議題
第1回	平成31年 4月26日(金) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域について ○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討について
第2回	令和元年 5月24日(金) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の提供区域について ○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討について
第3回	令和元年 7月24日(水) 午後7時～9時	○子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討及び決定について
第4回	令和元年 8月23日(金) 午後7時～9時	
第5回	令和元年 9月 午後7時～9時	

開催回	開催日時	主な議題
第6回	令和元年 10月 午後7時～9時	
第7回	令和元年 11月 午後7時～9時	
第8回	令和元年 12月 午後7時～9時	
第9回	令和2年 1月 午後7時～9時	
令和2年1月		答申書送付 (東久留米市第二期子ども・子育て支援事業計画 について)

□東久留米子ども・子育て支援ニーズ調査実施

調査対象	調査期間
≪就学前児童調査≫ 市内に居住する0歳～就学前の子どもを 持つ保護者 2,000人(抽出)	平成30年10月19日から11月9日まで
≪就学児童(小学校2年生)調査≫ 市立小学校2年生の子どもを持つ保護者 929人(悉皆)	平成30年10月19日から11月5日まで

□計画(素案)へのパブリックコメント実施

件名	実施期間

4 東久留米子ども・子育て会議条例

東久留米市子ども・子育て会議条例

平成25年東久留米市条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び第3項の規定に基づき、東久留米市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 会議は、東久留米市長(以下「市長」という。)の諮問に応じて、東久留米市(以下「市」という。)における次に掲げる事項について処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する法第31条第2項の規定に基づく事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する法第43条第3項の規定に基づく事項
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する法第61条第7項の規定に基づく事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- (5) 保育料その他の子ども・子育て支援に関する施策に係る事項並びにこれに関連する給付及び事業の扱いに関する事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 市内に在住し、子ども・子育て支援に関する事業を利用する児童の保護者 3人以内
- (2) 市内において子ども・子育て支援に関する事業を実施する者 3人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 子ども・子育て支援に関わる行政機関の職員 2人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、これに委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を徴することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

5 東久留米市子ども・子育て会議委員名簿

・ 委員名簿(氏名、団体名、備考)を掲載します。